

# 令和7年度 相模原市介護保険住宅改修研修会

介護保険住宅改修の制度と申請書作成のポイントについて



令和8年3月

健康福祉局 地域包括ケア推進部 介護保険課

# 全体の構成（目次）

1. 研修の対象者と目的
2. 保険給付の要件
3. 支給限度基準額
4. 支払い方法
5. 支給対象工事種別
6. 申請から支給までの流れ
7. 事前申請時に必要な書類
8. 事後申請時に必要な書類
9. おわりに



# 1.研修の対象者と目的

## ●対象者

受領委任払い登録事業者（令和8年2月27日（金）時点）

※特に経験年数が浅い職員の方

## ●目的

介護保険住宅改修の制度や申請書の作成のポイントを学ぶことで、利用者に提供する住宅改修の質の向上及び自立支援のための効果的な住宅改修を目指すことです。



## 2. 保険給付の要件

### 保険給付を受けるには……

1. 要介護（要支援）認定を受けていること
2. 在宅で生活していること（する見込みであるもの）
3. 被保険者証に記載されている住所地において行われる工事であること
4. 新築や増築に併せた工事や老朽化を理由とした工事でないこと
5. 手すりの取り付けなど厚生労働大臣が定める住宅改修であること
6. 工事前に市の確認を受けていること



# 3. 支給限度基準額

## ● 支給限度基準額

- ・要介護状態区分（要介護・要支援）にかかわらず20万円  
このうち実際に住宅改修に要した費用の9割～7割相当額を保険給付したがって、費用が20万円を超える住宅改修を行った場合は18万円～14万円が支給

## ● 支給限度基準額がリセットされる場合

### ① 転居リセット

住宅改修をした住宅から別の住宅に転居した場合

### ② 3段階リセット

最初に住宅改修に着工した日と比べて、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合

変更前の要介護状態区分	変更後の要介護状態区分
要支援1	要介護3～要介護5
要支援2・要介護1	要介護4～要介護5
要介護2	要介護5



# 4. 支払い方法

## ● 受領委任払い

受領委任払い登録業者のみ可



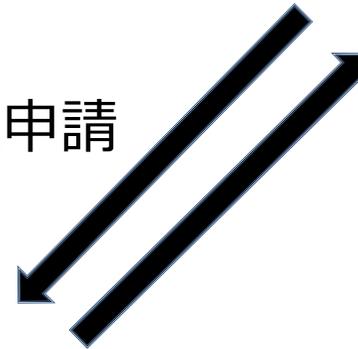
利用者

① 1～3割の自己負担額のみ支払い



施工業者

② 事後申請



市

③ 9～7割の保険給付分支払い

※事前申請を省略した図



# 4. 支払い方法

## ● 償還払い

受領委任払い登録業者でなくても可

① 改修費用全額支払い

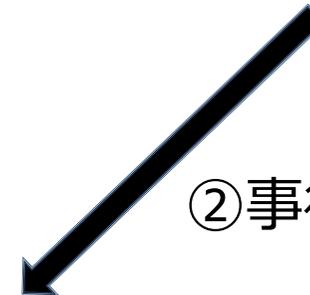


利用者 (生活保護受給者は不可)



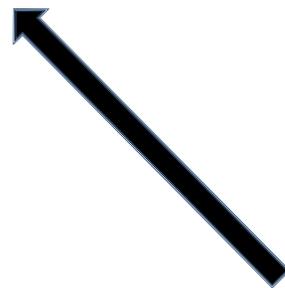
施工業者

② 事後申請



市

③ 9~7割の保険給付分支払い



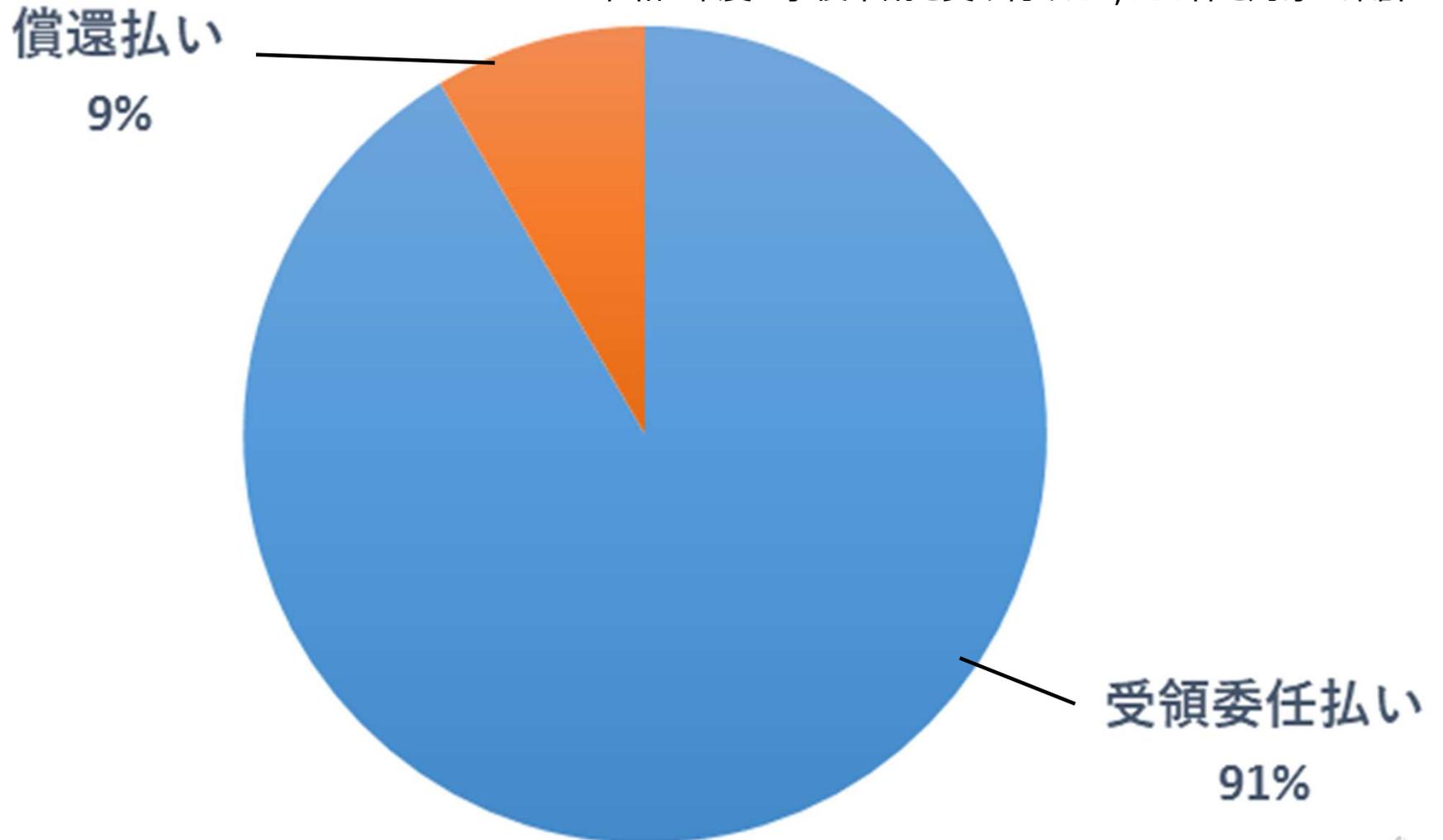
※事前申請を省略した図



# 4. 支払い方法

## 支払い方法の割合

※令和4年度に事後申請を受け付けた2,088件を対象に集計



## 5. 支給対象工事種別

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑り防止、移動円滑化のための床（通路面）  
の材料変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. 1～5の各工事に付帯して必要な工事



# 5. 支給対象工事種別

## ● 付帯工事の例

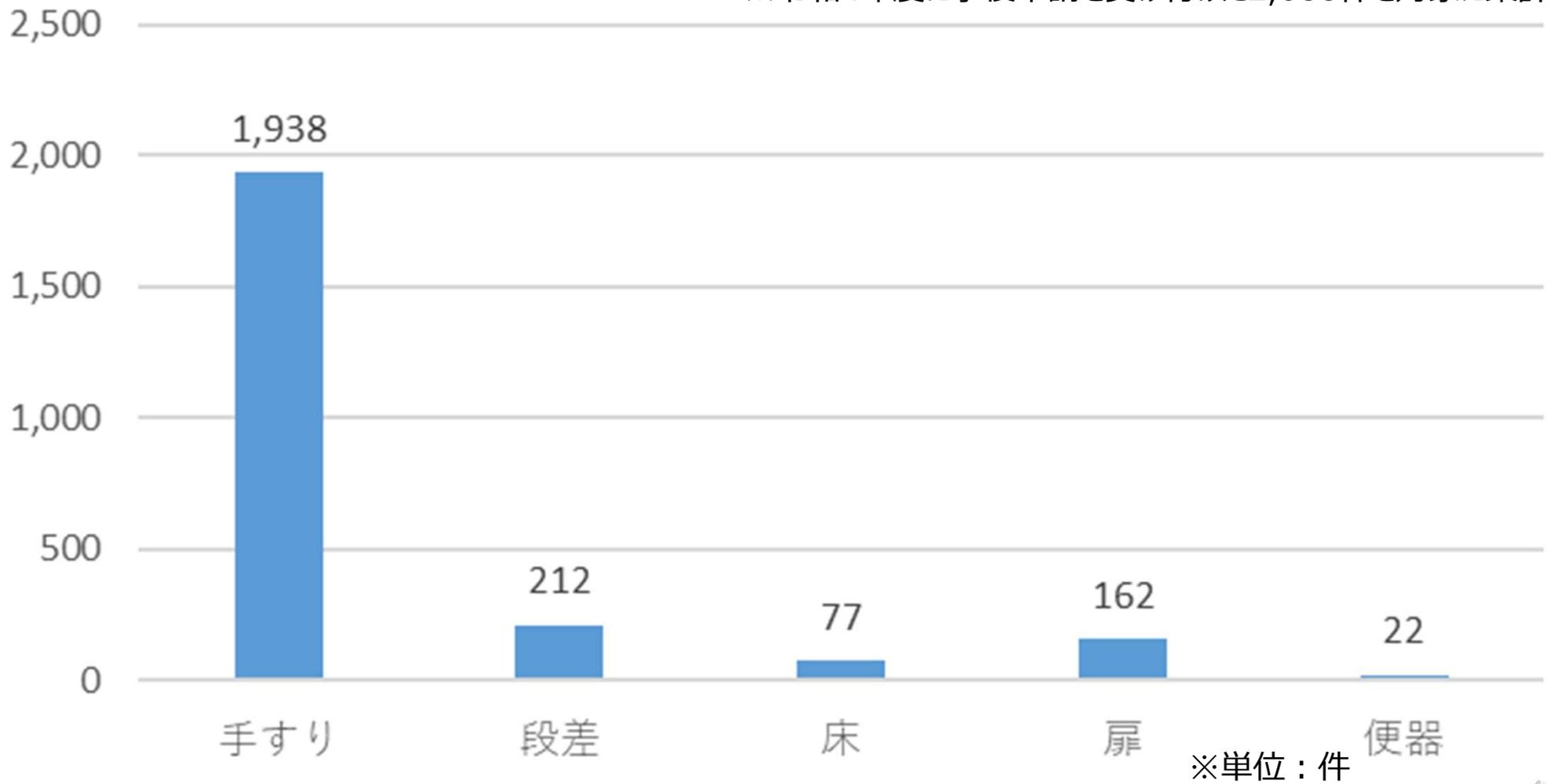
項目	付帯工事
手すりの取付け	手すりの取付けのための壁の下地補強等
段差の解消	段差の解消に伴う改修設備工事等
滑り防止、移動円滑化のための床（通路路面）の材料変更	床材の変更のための下地の補強や材料の変更のための路盤の整備
引き戸等への扉の取替え	扉の取替えに伴う間柱などの改修工事等
洋式便器等への便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易化に係るものを除く）や床材の変更等



# 5. 支給対象工事種別

## 工事種別毎の件数

※令和4年度に事後申請を受け付けた2,088件を対象に集計



# 6. 申請から支給までの流れ

利用者やケアマネジャーからの依頼を受け現場調査



利用者等は申請書一式を市へ提出

①支給申請書、②住宅改修が必要な理由書、③見積書、内訳書  
④平面図、⑤改修前写真、⑥住宅所有者の承諾書（必要に応じて）



市による申請書一式の審査 ⇒ 確認済通知書を施工業者へ交付



着工・完了



事後申請

①支給申請書の写し、②完了写真、③領収書  
④請求書（受領委任払いの場合）



# 7. 事前申請時に必要な書類

※必ず工事前に申請書を提出し、着工許可を得てください。

受付期

後

(第3条第1項関係)

相模原市介護保険 (受領委任払い用)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

被保険者番号	被保険者氏名	生年月日	
	フリガナ	明・大・昭	
要介護度 状態区分	1 要支援( ) 2 要介護( )	年 月 日	
被保険者住所	相模原市 区	電話番号 ( )	
住宅所有者	本人との関係 ( )		
改修内容 (平面的)	<input type="checkbox"/> 平すりの取り付け	<input type="checkbox"/> 便器の取替	着工予定日
	<input type="checkbox"/> 段差の解消	<input type="checkbox"/> 滑り防止などの床材の変更	着工日
	<input type="checkbox"/> 引き戸などへの扉の取替	<input type="checkbox"/> その他( )	完成日
改修費用	円		
相模原市長 へ 上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 住宅改修内容確認済通知については、施工業者に送付することに同意します。 また、上記申請に基づく給付金の受領を下記の者に委任します。 年 月 日 住 所 相模原市 区 申請者 (被保険者) 氏 名			
所在地	受任事業者 事業名	代表者氏名	電話番号 ( )
この申請書に、以下の書類を添付してください。 (改修前) <input type="checkbox"/> 住宅改修が必要な理由書 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 工事内訳書 <input type="checkbox"/> 図面(改修箇所を含む平面図) <input type="checkbox"/> 工事着工前の日付入りの写真 <input type="checkbox"/> 所有者の承諾書(所有者が本人と異なる場合) ※見積書に工事内訳がある場合は、工事内訳書は必要ありません。 (改修後) <input type="checkbox"/> 請求書(改修費用額) <input type="checkbox"/> 領収書の写し(自己負担分) <input type="checkbox"/> 工事完成後の日付入りの写真 ※工事内容に変更がある場合は、変更後の見積書等の書類も提出してください。 ○保険者確認欄			
給付制度(区分)	<input type="checkbox"/> 第1種(一般) <input type="checkbox"/> 第2種(1 支払方法変更 2 減額)	事前 申請 日	事後 申請 日
既申請分内訳	負担割合	自己負担	支給決定額
円	円	円	円

・被保険者情報欄

・最新の被保険者証を確認した上で、記入。

・着工予定日欄

・着工予定日のみ記入。  
※申請書、毎週木曜日  
翌週木曜日決定 (不備がないもの)

・改修費用欄

・見積金額と同額を記入。見積金額が20万円を超える場合も同様。

・被保険者同意欄

・必ず被保険者が記入。記入日も記入。



# 7. 事前申請時に必要な書類

発行日: 令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇様 工事見積・内訳書

改修業者名  
所在地  
電話番号

部位番号	部屋名	部分	名称	内容(仕様)	全体金額			対象部分		住宅改修の種類	算定根拠 製品の定価	
					数量	単価	金額	数量	金額			
①	階段	手すり	既存手すり撤去	既存手すり撤去	1	式	〇〇〇〇〇	1	〇〇〇〇〇	(1)	滑りやすい材のため滑りにくい材に交換	
			手すり	木製32φ (7ヶ所丸棒BE-224)	4	m	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇	(1)	〇〇〇定価 ¥	
			手すり	木製32φ (7ヶ所丸棒BE-222)	2	m	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	(1)	〇〇〇定価 ¥	
				壁付rodブラケット (BE-080)	2	個	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	(1)	〇〇〇定価 ¥	
				L付受けブラケット (BE-010)	6	個	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	(1)	〇〇〇定価 ¥	
				自在ジョイント (BE-180)	2	個	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	(1)	〇〇〇定価 ¥	
				取り付け工賃	1	式	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	(1)	〇〇〇定価 ¥	
	壁		壁補修	1	式	〇〇〇〇〇	1	式	〇〇〇〇〇	(6)		
②~⑦省略												
⑧	脱衣	建具	建具の取り替え		1	組	〇〇〇〇〇	1	組	〇〇〇〇〇	(4)	
					1	組	〇〇〇〇	1	組	〇〇〇〇	(4)	
					1	式	〇〇〇〇〇	1	式	〇〇〇〇〇	(4)	
	床	段差解消	フローリング材(t=12)	フローリング材(t=12)	2.48	m	〇〇〇〇	2.48	m	〇〇〇〇〇	(2)	
(床20mm下げ)			合板(ラーチ材t=12)	2.48	m	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	2.48	m	〇〇〇〇〇	(2)	
			根太取替え	13.2	m	〇〇〇	〇〇〇〇〇	13.2	m	〇〇〇〇〇	(2)	
			巾木	2.3	m	〇〇〇	〇〇〇〇	2.3	m	〇〇〇〇	(2)	
			工賃	1	式	〇〇〇〇〇	1	式	〇〇〇〇〇	(2)		
	給排水工事	設備	洗面化粧台位置変更	洗面化粧台位置変更	1	式	〇〇〇〇〇					
	給排水工事	設備	洗濯機置き場位置変更	洗濯機置き場位置変更	1	式	〇〇〇〇〇					
			⑧ 計			〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇				
			①~⑧の計									
			諸経費		1	式	〇〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇〇			
			小計			〇〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇〇				
			消費税		1	式	〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇			
			合計			〇〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇〇				

図面・写真と統一した部位番号等を記入

工事箇所毎に使用部材を詳細に記入

対象経費と対象外経費を明確に記入

製品の定価を記入

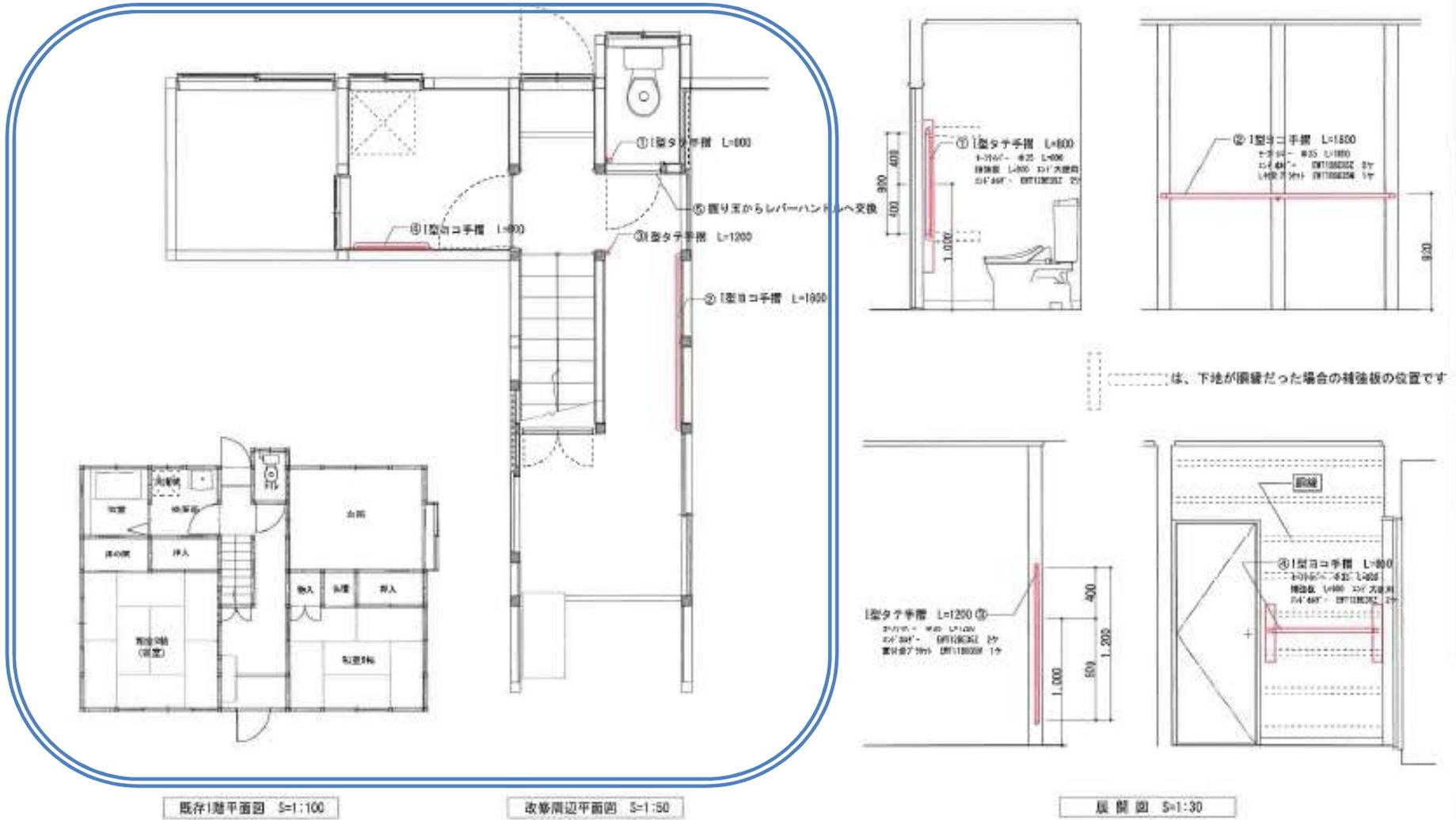
消費税の端数は切捨て処理

住宅改修の種類 (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



# 7. 事前申請時に必要な書類

## 平面図について



有限会社

神奈川県知事許可

工事名 居住者改修工事

図名 平面図・展開図

図尺 1:40 3D

日付 2016.10.29

設計者 承認日 図面NO

一級建築士



## 7. 事前申請時に必要な書類

### 改修前写真について

- ・ 撮影日が分かるもの  
(黒板や紙に日付を記入し撮影したもので可)
- ・ 取付け箇所にもスキミングテープやマジック等で印をつけたもの
- ・ 段差寸法が分かるようスケールをあてたもの  
(段差解消の場合)



# 8. 事後申請時に必要な書類

※必ず工事前に申請書を提出し、着工許可を得てください。

受付期

後

(第3条第1項関係)

相模原市介護保険 (受領委任払い用)

### 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

被保険者番号		被保険者氏名	生年月日
フリガナ			明・大・昭
要介護度 状態区分	1 要支援( ) 2 要介護( )		年 月 日
被保険者住所		相模原市 区	電話番号 ( )
住宅所有者		本人との関係 ( )	
改修内容 (平面的)	<input type="checkbox"/> 平すりの取り付け	<input type="checkbox"/> 便器の取替	着工予定日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 段差の解消	<input type="checkbox"/> 滑り防止などの床材の変更	着工日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 引き戸などへの扉の取替	<input type="checkbox"/> その他( )	完成日 年 月 日
改修費用	円		

相模原市長 へ

上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。  
住宅改修内容確認済通知については、施工業者に送付することに同意します。  
また、上記申請に基づく給付金の受領を下記の者に委任します。

年 月 日

住 所 相模原市 区

申請者 (被保険者) 氏 名

所在地

受任事業者 事業者名 代表者氏名 電話番号 ( )

代表者印

この申請書に、以下の書類を添付してください。

(改修前)  住宅改修が必要な理由書  見積書  工事内訳書  図面(改修箇所を含む平面図)  
 工事着工前の日付入りの写真  所有者の承諾書(所有者が本人と異なる場合)  
 ※見積書に工事内訳がある場合は、工事内訳書は必要ありません。

(改修後)  請求書(改修費用額)  領収書の写し(自己負担分)  
 工事完成後の日付入りの写真  
 ※工事内容に変更がある場合は、変更後の見積書等の書類も提出してください。

○保険者確認欄

給付制度 (区分)	<input type="checkbox"/> 第1種	事前	事後	改修内容	改修金額 円
	<input type="checkbox"/> 第2種	円	円		
既申請分内訳		負担割合		自己負担	支給決定額
円		1・2・3		円	円

着工日欄

・着工日・完成日を記入。



## 8. 事後申請時に必要な書類

### 完了写真について

- 撮影日が分かるもの  
(黒板や紙に日付を記入し撮影したもので可)
- 使用した部材が全てわかるもの
- 段差が解消されたことが分かるようスケールをあてたもの (段差解消の場合)



# 8. 事後申請時に必要な書類

## 介護保険住宅改修に係る請求書

令和 年 月 日

所在地

事業者名

代表者名・印

印

申請者（被保険者）

様

A：請求額

円

B：保険給付額

円

C：保険対象自己負担額

円

D：保険対象外費用額

円

※ B（保険給付額）は18万円を上限とする

※  $A = B + C + D$

※  $B$ （保険給付額）= 保険対象額  $\times 0.9 \rightarrow$  1円未満切捨て

C（保険対象自己負担額）

= 保険対象額（上限20万円）- B（保険給付額）

※ 自己負担総額（本人支払額） = C（保険対象自己負担額）

+ D（保険対象外費用額）

### 施工業者情報欄

- ・施工業者情報欄を記入するとともに、代表者印を押印してください。
- ※見積書は押印不要

### 申請者情報欄

- ・被保険者名を記入してください。

### 各費用欄

- ・請求書下部の説明書きに沿って記入してください。

A：見積金額の合計額

B：支給限度基準額の範囲内での保険給付額

C：支給限度基準額の範囲内での自己負担額

D：AからBとCを引いた額



# 8. 事後申請時に必要な書類

## 介護保険住宅改修に係る請求書

令和 年 月 日

所在地

事業者名

代表者名・印

印

申請者（被保険者）

様

A : 請求額 円

B : 保険給付額 円

C : 保険対象自己負担額 円

D : 保険対象外費用額 円

※ B（保険給付額）は18万円を上限とする

※  $A = B + C + D$

※ B（保険給付額）= 保険対象額  $\times 0.9 \Rightarrow$  1円未満切捨て

C（保険対象自己負担額）

= 保険対象額（上限20万円）- B（保険給付額）

※ 自己負担総額（本人支払額） = C（保険対象自己負担額）

+ D（保険対象外費用額）

例1) 初めて住宅改修申請をする方、  
1割負担、工事費用30万円

A : 30万円

支給限度基準額 : 20万円

B : 18万円

C : 2万円

D : 10万円

例2) 住宅改修申請をするのは2  
回目（1回目に5万円を使用済）、  
3割負担、工事費用23万円

A : 23万円

支給限度基準額 : 15万円

B : 10万5千円

C : 4万5千円

D : 8万円



# 8. 事後申請時に必要な書類

令和 年 月 日

所在地:

事業者名:

代表者氏名:

電話番号:

## 領収書

<領収金額>

- 受領委任払い：見積書の合計金額から保険給付額を引いた額
- 償還払い：見積書の合計金額

〇〇 〇〇様

領収金額 ￥〇,〇〇〇

(介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費代として)



# 8. おわりに



Select Language

Google 提供



メニュー



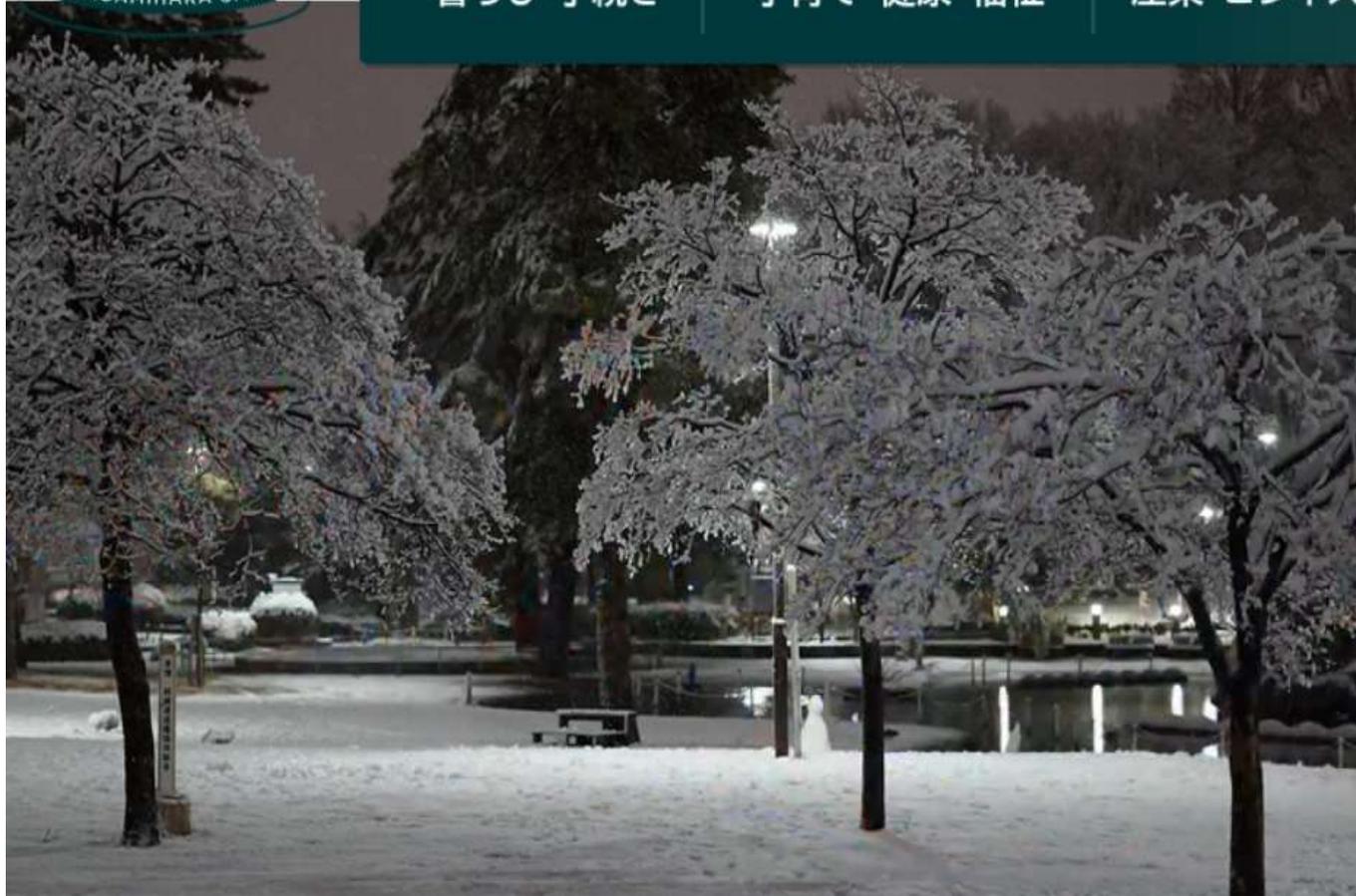
暮らし・手続き

子育て・健康・福祉

産業・ビジネス

魅力・スポーツ・文化芸術

市政情報



相模原市の魅力



# 8. おわりに



サイトマップ > 文字サイズ・配色の変更 > **ページ番号検索 >** 相模原市ホームページ >

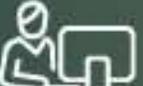
暮らし・手続き | 子育て・健康・福祉 | 産業・ビジネス | 魅力・スポーツ・文化芸術 | 市政情報

よく利用される情報から探す

リサイクルとごみ > 施設予約案内 >

ページ番号から探す > ピックアップコンテンツ (特設サイト) >

ライフイベントから探す

 住まい / 引っ越し	 妊娠 / 出産	 入園 / 入学	 結婚 / 離婚
			



# 8.おわりに

## ページ番号検索について



ページ番号1000038

最終更新日令和5年2月14日

印刷

大きな文字で印刷

ページ番号は半角数字7桁で入力してください。

1011568

表示



## ページ番号とは

市公式ホームページの各ページには、それぞれ固有の「ページ番号」

[https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankou/1026674/city\\_promotion/1026756/1029584.html](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankou/1026674/city_promotion/1026756/1029584.html)

相模原市  
SAGAMIHARA CITY

Select Language

Google 検索



スポーツ・文化芸術

市政情報



# 8.おわりに

## 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書



ページ番号1011568

最終更新日令和8年1月30日

印刷

大きな文字で印刷

## 住宅改修費

手すりの取付けや段差解消などの住宅改修を行い、市へ改修費用の申請をする際に使用する書類です。

### !! 注意事項

- 事前の申請が必要になります。
- 改修前に担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターに必ず相談してください。

[介護保険住宅改修のてびき\(PDF 547.7 KB\)](#)

[介護保険住宅改修のQ&A\(PDF 808.6 KB\)](#)

### 介護保険 住宅改修のてびき

相模原市



相模原市マスコットキャラクター  
さがみん

### 介護保険 住宅改修のQ&A



相模原市マスコットキャラクター  
さがみん

ご視聴いただきありがとうございました。

